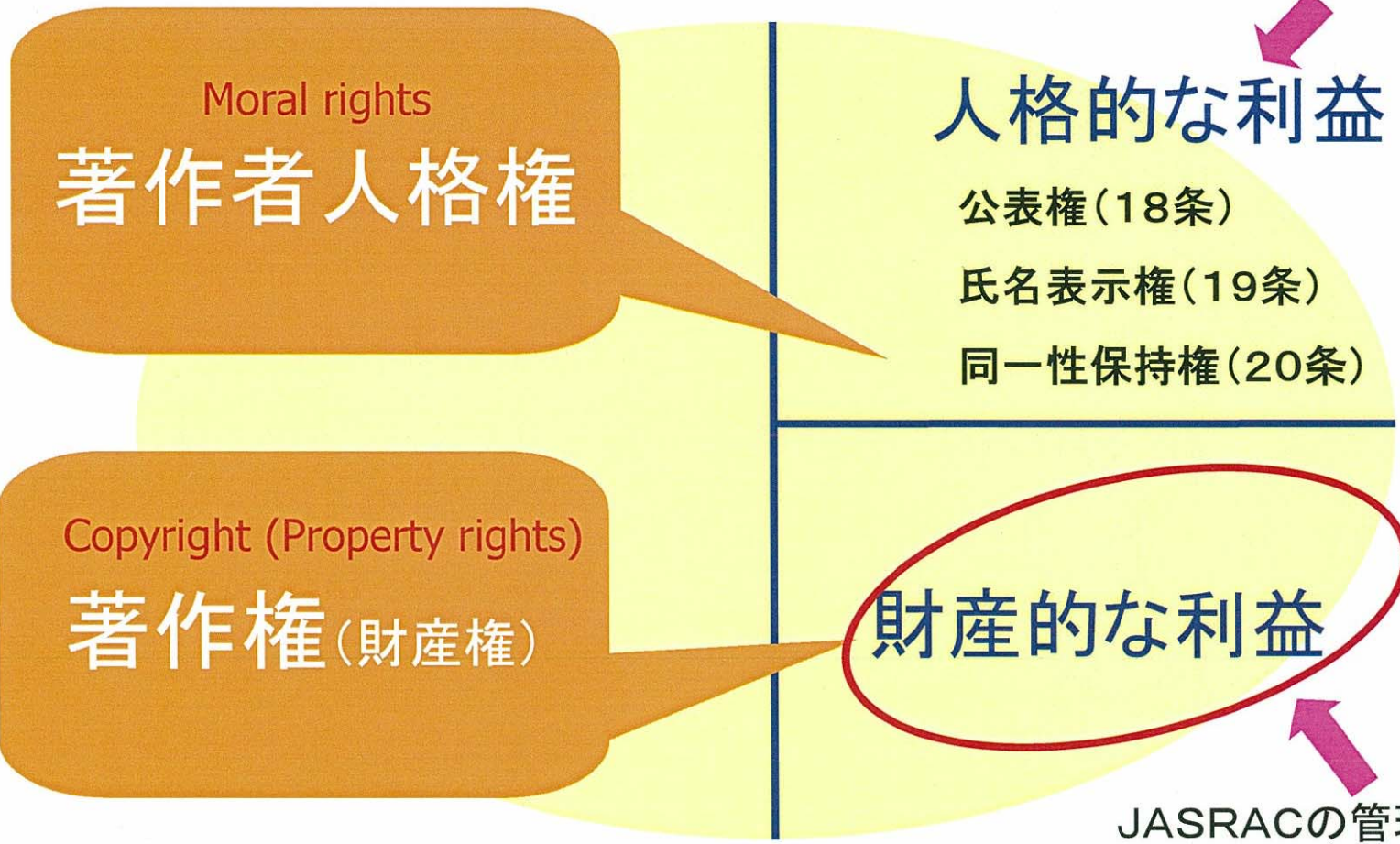


## 2.著作権法で守られている権利

### ③「著作者人格権」と「著作権」(財産権)

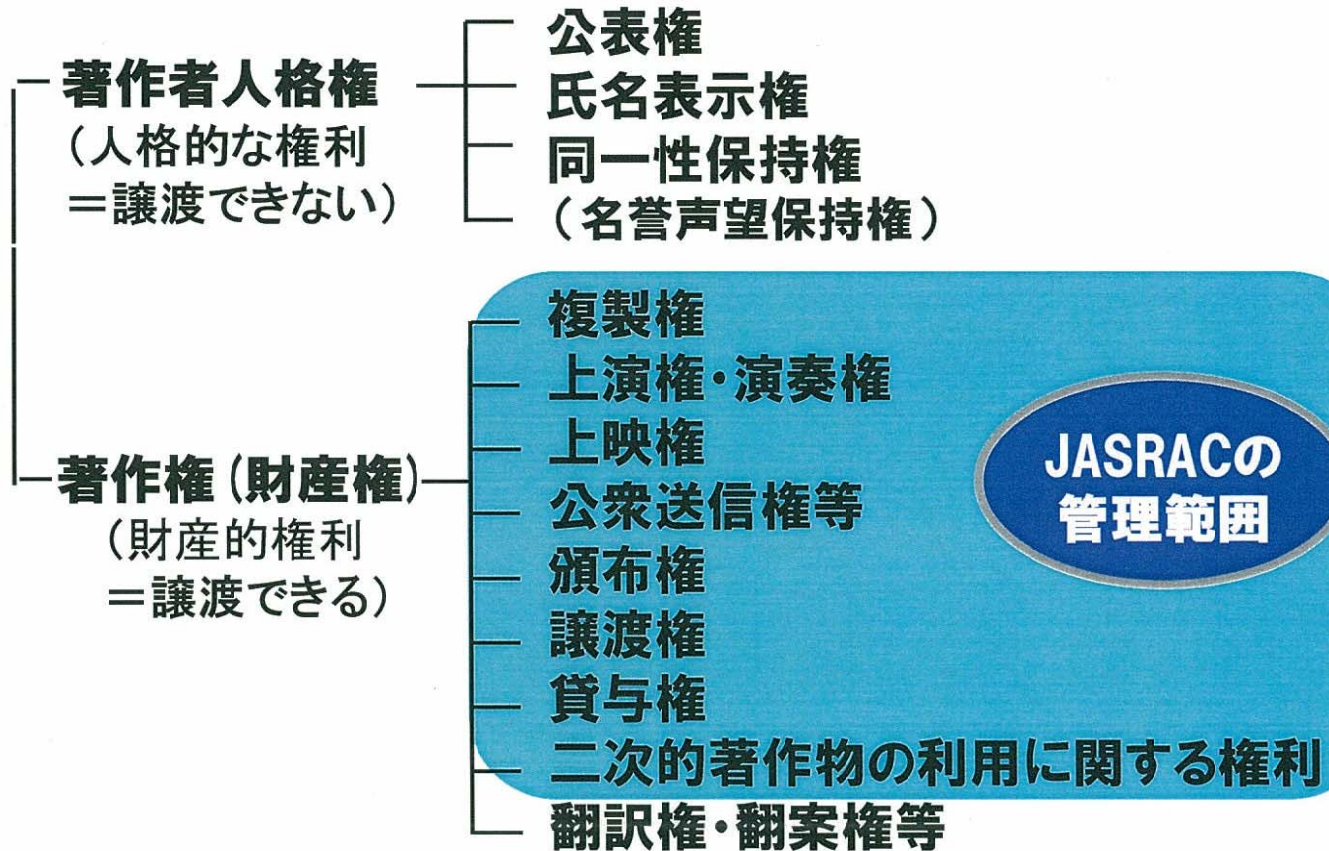
著作者等が自分で管理



## 2.著作権法で守られている権利

### 著作者の権利

#### 著作者の権利 (著作権)



### 3.著作権の”制限”～公正な利用のため

許諾を得ずに著作物が利用できるケース

- ①私的使用のための複製(30条)
- ②引用(32条)
- ③学校等での授業における複製(35条)
- ④営利を目的としない上演等(38条)

など

### 3.著作権の”制限”～公正な利用のため

引用としての利用(32条)

許諾を得ずに複製、口述できる条件

- ①公表された著作物の利用
- ②公正な慣行に合致する引用
  - ・自分の著作物と他人の著作物との間に、主従関係がある
  - ・引用部分が括弧書きなどで明確に区分されている
- ③引用の目的上正当な範囲内で行われること
  - ・引用の必然性があること。
- ④引用する著作物を改変しないこと
- ⑤引用する著作物の出典を明記すること

### 3.著作権の”制限”～公正な利用のため

#### 学校等での授業における複製(35条)

##### 許諾を得ずに複製できる条件

- ①学校等の教育機関(非営利) → 予備校、塾は対象外
- ②授業の過程において使用 → 運動会、修学旅行等の学校行事も含む
- ③担任又は授業を受ける者 → 教育委員会がプリントを作成し、管轄の学校へ配布するのは対象外
- ④必要と認められる限度
- ⑤公表された著作物
- ⑥上記①～⑤を満たし、かつ著作権者の利益を不当に害しない

※遠隔授業を行う(公衆送信)も同様の条件であれば、許諾不要(35条2項)。

※授業とは、教科の授業に限られるものでなく、学習指導要領に位置付けられれば特別活動、道徳なども含まれる。

## 7.使用料の身近な例

### (3) 非商用配信(教育機関)

○教育機関のホームページ(学校長名義による申請)

例)校歌の掲載、合唱コンクールの演奏を掲載、など

#### 《使用料規定》

・10曲未満

1曲あたり 年額2,400円 / 月額300円

・10曲以上

ダウンロード形式 10曲毎に年額20,000円 / 月額2,000円

ストリーム形式 曲数に関わらず年額20,000円 / 月額  
2,000円

(別途消費税相当額加算)

※学校のホームページで、当該学校の校歌を掲載する場合、JASRACの管理楽曲であれば著作者の申し出がない限り、「校歌に関する音楽著作物利用許諾申込書(インタラクティブ配信)」をご提出いただくことで、当分の間使用料を免除しています。